

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、この新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、法務省が下記のとおり説明会を開催されますので、御案内いたします。

1 日時

平成31年3月15日（金）14時00分～17時00分

※受付13時20分から

※開場13時45分から

（会場準備の都合上、会場の大ホールには13時45分からしか入場できません）

2 場所

栗東芸術文化会館さくら 大ホール

〒520-3031 滋賀県栗東市糺二丁目1番28号

3 説明会の対象者【定員：800名 先着順】

（1）在留資格「特定技能」を含む、外国人材の受入れを希望される滋賀県内所在の企業・団体・個人の方

（2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される滋賀県内所在の企業・団体・個人の方

（3）滋賀県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程（予定）

第一部 制度説明

第二部 分野別個別説明（登壇の省庁は調整中です）※

第三部 質疑応答

※特定産業分野の所管省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）による14分野毎の説明を予定していますが出席できない省庁がある場合もあります。

5 主催

法務省

6 協力

滋賀県

7 申込み方法

別紙の参加申込書をFAXしてください。

F A X 送信先 077-528-4873

滋賀県庁労働雇用政策課 あて

新たな外国人材受入れに係る制度説明会 参加申込書

(会場：栗東芸術文化会館さきら)

企業等名称	
出席者氏名	
事業所等所在地	市・町
連絡先	TEL : FAX : E-mail:
貴事業所等の該当する特定産業分野 (該当に○)	・介護 ・素形材産業 ・電気・電子情報関連産業 ・造船・船舶工業 ・航空 ・農業 ・飲食料品製造 ・その他(14の特定産業分野には該当しない) () ・行政(県 ・ 市町 ・ その他)
外国人材の受入れ状況 (該当に○)	・受入れている(人) ・受入っていない

※記載された情報は、「新たな外国人材受入れに係る制度説明会」の実施に係る事務および適切に説明会を実施することを目的としてのみ利用します。

※受付完了のご連絡はいたしません。定員に達した場合のみご連絡いたします。
お問い合わせ・申込み

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業支援係 中山、森野

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3758

E-mail:fe0004@pref.shiga.lg.jp